

# 令和7年度集団指導

## 指定障害児通所支援事業者の 適切な事業運営について (報酬算定編)

吹田市 福祉部 福祉指導監査室  
障がい事業者担当

# この資料の留意事項について

- ▶ この資料は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」を基に作成しています。
- ▶ この動画では、主な加算や減算について掲載していますので、その他の加算等については、上記留意事項通知やQ & A等を確認してください。

# 基本報酬の算定の取扱い① (児童発達支援・放課後等デイサービス)

- ▶ 令和6年4月より、基本報酬において時間区分が創設されました。
- ▶ 個別支援計画に定めた計画時間に応じて算定することが基本となります。

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

※放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能

- ▶ ただし、以下の場合は、令和6年4月以降も時間区分はありません。
  - ・主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において、重症心身障害児に対し支援を行う場合
  - ・旧主として重症心身障害児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合
  - ・共生型又は基準該当の場合

# 基本報酬の算定の取扱い② (児童発達支援・放課後等デイサービス)

児童発達支援・放課後等デイサービス		
個別支援計画に 定めた提供時間 と実際に支援し た時間が異なる 場合の取扱い	計画に定めた提供 時間よりも実際に 支援した時間が <b>短くなった場合</b>	<b>◆利用者の都合による場合</b> 計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。 (実際の支援時間が30分未満となった場合でも算定可能)  <b>◆事業所の都合による場合</b> 実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。 (実際の支援時間が30分未満となった場合には算定不可)
	計画に定めた提供 時間よりも実際に 支援した時間が <b>長くなった場合</b>	<b>◆利用者・事業所いずれの都合による場合においても、計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。</b>  <b>◆ただし、利用者や学校等の都合により、計画に定めた提供時間と異なる時間区分で算定するような状況(例えば学校の短縮授業等)が想定されている場合は、想定される具体的な内容を計画に定め、必要な体制をとっている場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定することができる。</b>

# 定員超過利用減算 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

## ◆ 1日あたりの定員超過利用減算 (定員50人以下の場合)

1日の利用者の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合

### 【減算割合】

当該1日について所定単位数の70%で算定 (利用者全員)

例) 定員10名の事業所の場合

$10人 \times 1.5 = 15人$  → 16人以上受入れをした場合に減算適用



## ◆ 過去3か月間の実績による定員超過利用減算 (定員11人以下の場合)

直近の過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

### 【減算割合】

当該1か月間について所定単位数の70%で算定 (利用者全員)

例) 定員10人、4月から6月の開所日数の合計60日、利用延べ人数800人の場合

$(10+3)人 \times 60日 = 780人$  → 780人を超過しているため、7月分について減算適用

- 事業所は、利用定員を超えて、サービスの提供を行ってはなりません。利用定員を超過しないよう、利用日を調整してください。
- 定員超過については、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合のみに限られています。

**※ 定員超過が恒常的に継続している場合は、定員変更を行うよう指導します。**

# サービス提供職員欠如減算

- ▶ 人員基準上必要とされる児童指導員、保育士の員数を満たしていない場合には、利用者全員について減算を適用する必要があります。

## 【減算期間】

(1) 人員基準上必要とされる従業者の員数が1割を超えて減少した場合

→ 人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで

(2) 人員基準上必要とされる従業者の員数が1割の範囲内で減少した場合

→ 人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

- ・ 減算適用 1 月目及び 2 月目 . . . 所定単位数の 7 0 % で算定
- ・ 減算適用 3 月目以降 . . . . . 所定単位数の 5 0 % で算定

※児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く

# 児童発達支援管理責任者欠如減算

- ▶ 人員基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合には、利用者全員について、減算を適用する必要があります。

## 【減算期間】

人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

- ・ 減算が適用される月から5月未満の月・・・所定単位数の70%で算定
- ・ 減算が適用される月から連続して5月以上の月・・・所定単位数の50%で算定

- (例) ・ 4月に児童発達支援管理責任者が欠如し、7月1日に解消した場合、  
6月と7月に人員欠如減算が適用される**
- ・ 4月から6月は人員欠如のため、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算、専門的支援実施加算の請求は不可

※児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く

# 個別支援計画未作成減算

- ▶ 以下の要件を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。
  - ・ 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成すること。
  - ・ 個別支援計画の作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残すこと。

## 【減算期間】

当該利用者について未作成月から解消されるに至った月の前月まで

## 【減算割合】

- ・ 減算適用 1 月目及び 2 月目 . . . 所定単位数の 7 0 % で算定
- ・ 減算適用 3 月日以降 . . . . . 所定単位数の 5 0 % で算定

## 注 意

児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する際は、改めて、放課後等デイサービスに係る個別支援計画を作成する必要があります。

# 自己評価結果等未公表減算

(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

- ▶ 以下の要件を満たしていない場合、利用者全員について減算を適用する必要があります。
  - ・ おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価（保育所等訪問支援にあっては、訪問先施設による評価を含む。）を行うこと。
  - ・ 自己評価結果等を、事業所のホームページ等にて広く公表すること。
  - ・ 自己評価結果等の公表方法及び公表内容を、吹田市へ届出ること。

## 【減算期間】

自己評価結果等の公表について吹田市へ届出がされていない月から、届出がされていない状態が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

所定単位数の85%で算定

届出については、吹田市ホームページ（ページ番号：1027215）

「[障がい児通所支援事業の自己評価結果等の公表及び届出](#)」を参照してください。

# 支援プログラム未公表減算 (保育所等訪問支援を除く)

- ▶ 以下の要件を満たしていない場合、利用者全員について減算を適用する必要があります。
  - ・ 支援プログラム（5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画）を策定すること。
  - ・ 作成した支援プログラムを、事業所のホームページ等にて広く公表すること。
  - ・ 支援プログラムの公表方法及び公表内容を、吹田市へ届出ること。

## 【減算期間】

支援プログラムの公表について吹田市へ届出がされていない月から、届出がされていない状態が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

所定単位数の85%で算定

# 情報公表未報告減算

- ▶ 利用者が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるよう、事業者は、障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）を通じて、情報公表対象支援情報（サービスの内容、事業所の運営に関する情報、経営情報）を、吹田市へ報告しなければなりません。
- ▶ システム上で、情報が未報告となっている事業所は、利用者全員について減算を適用する必要があります。

## 【減算期間】

情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた月の翌月から、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

所定単位数の5%を減算

### 報告の期限（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）

- ・基準日（4月1日）以前において指定を受けている事業者については、毎年7月末まで
- ・新たにサービスの提供を開始する事業者は指定を受けた日から1月以内

### 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限

- ・当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内

※経過措置として、令和7年度内に実施されるべき報告（令和6年1月1日から同年12月31日の期間中に開始した会計年度に関する報告）に限り、令和8年3月31日までに報告

# 身体拘束廃止未実施減算

- ▶ 以下の措置を講じていない場合、利用者全員について減算を適用する必要があります。
  - (1) 身体拘束等を行った際の記録
  - (2) 身体拘束適正化検討委員会の定期開催（１年に１回以上）  
（法人単位での開催や虐待防止委員会と一体的に開催することも可能）
  - (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (4) 身体拘束等の適正化のための研修の実施（１年に１回以上）

## 【減算期間】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで

## 【減算割合】

所定単位数の１％を減算

# 虐待防止措置未実施減算

- ▶ 以下の措置を講じていない場合、利用者全員について減算を適用する必要があります。
  - (1) 虐待防止委員会の定期開催（1年に1回以上）  
（法人単位での開催や身体拘束適正化検討委員会と一体的に開催することも可能）
  - (2) 虐待防止のための研修の実施（1年に1回以上）
  - (3) 虐待防止担当者の設置

## 【減算期間】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで

## 【減算割合】

所定単位数の1%を減算

# 業務継続計画（BCP）未策定減算

- ▶ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定の徹底を求める観点から、以下の措置が講じられていない場合、利用者全員について減算を適用する必要があります。
  - ・ 感染症及び非常災害の両方の業務継続計画の策定
  - ・ 当該業務継続計画に従い従業者に対する研修及び訓練の実施（１年に１回以上）

## 【減算期間】

減算が適用される要件に該当した月の翌月から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで

## 【減算割合】

所定単位数の１％を減算

# 児童指導員等加配加算

- ▶ 基準配置に加えて、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能。
- ▶ 児童福祉事業に従事した経験（5年以上、5年未満）、常勤専従、常勤換算の区分により算定する。
- ▶ 常勤専従区分の算定にあたっては、加算対象の常勤職員を基準人員として配置した場合は、算定要件を満たしませんので注意してください。

※届出た加算の人員配置を満たしていないにも関わらず、加算を請求することがないよう、勤務体制及び勤務実績を毎月確認してください。

## 【定員10人の事業所で、やむを得ない事由により12名の利用者を受け入れた場合】

- 実利用人数に応じた人員配置基準を満たす必要があるため、児童指導員又は保育士について **3名以上の配置**が必要です。
- 児童指導員又は保育士を **3名以上配置できない場合は**、基準を満たさないため、**当該日の利用者については、児童指導員等加配加算の請求はできません。**

# 専門的支援体制加算

- ▶ 基準配置に加えて、常勤換算で理学療法士等を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能。

## 理学療法士等

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員

※5年以上とは、保育士又は児童指導員としての**資格取得又は任用から5年（900日）以上の実務経験が必要**です。資格取得前又は任用前の経験を含めることはできませんのでご注意ください。

- ▶ 児童指導員等加配加算と同時に算定する場合、基準配置に加えて、児童指導員等加配加算対象職種で1、更に専門的支援体制加算対象職種で1の職員配置が必要となります。

**※届出た加算の人員配置を満たしていないにも関わらず、加算を請求することがないよう、勤務体制及び勤務実績を毎月確認してください。**

- 児童指導員等加配加算と同様に、基準配置を満たしていない場合は、当該日の利用者については、専門的支援体制加算の請求はできません。

# 専門的支援実施加算

- ▶ 理学療法士等を1以上配置し（基準人員等による配置でも可）、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が専門性に基づく評価及び個別支援計画に則った支援であって、5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための**専門的支援実施計画を作成し**、その計画に基づき支援を行った場合に算定可能。

サービス種類	算定限度回数
児童発達支援	利用日数が12日未満は4回 12日以上は6回
放課後等デイサービス	利用日数が6日未満は2回 12日未満は4回 12日以上は6回

- ▶ 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。
- ▶ 理学療法士等が、当該障がい児に対し専門的支援を実施した場合には、当該**支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること**。
- ▶ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得てください。

# 家族支援加算

- ▶ 障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む。）等に対して、個別又はグループにより、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に算定可能。
- ▶ あらかじめ保護者の同意を得て、**個別支援計画に位置付ける**こと。
- ▶ 相談援助を行った場合は、**相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う**こと。

加算の区分	算定要件	算定限度回数
家族支援加算(Ⅰ) (個別の相談援助)	(1) 障がい児の家族等の居宅を訪問し、 (2) 事業所において対面により、 (3) テレビ電話装置等を活用して、 必要な相談援助を行った場合 <b>※原則として、30分に満たない場合は算定不可</b>	1日につき1回及び1月につき4回  (保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援) 1日につき1回及び1月につき2回
家族支援加算(Ⅱ) (グループの相談援助) <b>※2人から8人までを1組</b>	(1) 事業所において対面により、 (2) テレビ電話装置等を活用して、 必要な相談援助を行った場合 <b>※30分に満たない場合は算定不可</b>	1日につき1回及び1月につき4回

- ・家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定可能。
- ・サービス提供した日以外の日に相談援助を行った場合も算定できるが、児童発達支援等の**サービスを提供しない月は算定できない**。
- ・個別支援計画作成後のモニタリングでの保護者との面談は、児童発達支援管理責任者に求められている業務であるため、本加算の算定対象にはならない。
- ・突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は、本加算の算定対象にはならない。
- ・多機能型事業所（放デイと保訪など）において、同一の児童に複数のサービスによる支援を行う場合、算定回数は通算されます。**17**  
⇒ 家族支援加算を放デイで月4回、保訪で月2回算定することはできません。

# 多職種連携支援加算 (居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)

- ▶ 障がい児に対して障がい特性やその状態に応じた適切な支援を行うために、異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員（異なる職種の2人以上の訪問支援員）が訪問支援を行うとして、吹田市に届出た場合に算定可能。

## 算定要件

- ・ 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行った場合に月1回を限度に算定する。
- ・ 1以上の訪問支援員は①、②のいずれかの業務従事歴がある者であること。
  - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間が通算して5年以上
  - ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間が通算して5年以上
- ・ あらかじめ当該障がい児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性、支援内容を個別支援計画に明記するとともに、保護者の同意を得ること。
- ・ 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと。

# 子育てサポート加算

- ▶ 障がい児の家族の障がい特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障がい児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障がい児の特性やその特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に算定可能。（**1月に4回を限度**）

## 算定要件

- ・あらかじめ保護者の同意を得て、**個別支援計画に位置付ける**こと。
- ・サービスを提供する時間帯を通じて、**家族等が直接支援場面の観察や参加等をしている**こと。  
※障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察しながら、障がい児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えない。
- ・複数の障がい児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障がい児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とすること。
- ・支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、**障がい児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を行う**こと。

※子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、**子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。**

# 福祉専門職員配置等加算

▶以下の算定要件を満たしているとして、吹田市に届出た場合に算定可能。

加算の区分	算 定 要 件
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	児童指導員等として <u>常勤で配置されている従業者</u> の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が <b>35%以上</b>
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	児童指導員等として <u>常勤で配置されている従業者</u> の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の割合が <b>25%以上</b>
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※①又は②のいずれかを満たすこと	①児童指導員等の総数（常勤換算方法による）のうち、 <u>常勤で配置されている従業者</u> の割合が <b>75%以上</b> ②児童指導員等として <u>常勤で配置されている従業者</u> のうち、勤続3年以上従事している従業者の割合が <b>30%以上</b> ※勤続3年以上とは、同法人の他の障害福祉サービス事業所等で直接支援業務に従事した期間を含めることができる

## 常勤で配置されている従業者とは

正規又は非正規雇用に関わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者を指します。

**※加算の変更又は取下げは、届出が必要になります。従業者の異動や退職等があった際は、必ず加算の算定要件を満たしているかを確認してください。**

# 欠席時対応加算

- ▶ 利用者が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、**利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度**として算定可能。

※重症心身障害児に対しサービス提供を行う場合の基本報酬を算定している事業所においては、1月につきサービスを利用した利用者の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、**1月につき8回を限度**として算定可能。

## 算定に当たっての留意点

- ・利用を中止した日の**前々日、前日又は当日に欠席の連絡を受けている**こと。※事業所の営業日でカウント
- ・欠席時に保護者等と連絡調整や相談支援を行ったことを評価する加算であることから、**1回の連絡で、複数日分の当該加算を算定することはできません。**
- ・A事業所を欠席した利用者が、同日にB事業所を利用した場合は、A事業所で当該加算を算定することはできません。

## 記録事項

- ・連絡日、連絡者名、対応した職員名、連絡方法、欠席日、欠席理由、次回利用予定日などを含む連絡調整の内容、利用者の様子や保護者等への相談援助の内容など

# 強度行動障害児支援加算

- ▶ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障がいのある児童に対して、当該研修修了者が支援計画シート等を作成した上、従業者が支援計画シート等に基づき支援を行うものとして吹田市に届出た場合に算定可能。

## 算定要件

- ・ 実践研修修了者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書兼記録用紙を作成していること。  
※常勤換算ではなく単なる配置で可。児発管でも可
- ・ 実践研修修了者は**3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行う**こと。
- ・ 実践研修修了者以外の従業者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度（居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援は1月に1回以上）で、当該児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。
- ・ その他の従業者が支援を行う場合には、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと。  
※居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援は算定不可
- ・ 共生型事業所については、児童発達支援管理責任者を配置している場合のみ算定可能。

※ 次ページ以降に、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の参考様式をお示ししています。

(参考1)

支援計画シート(例) 氏名(〇〇〇〇〇) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聞いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<p>・26歳男性 自閉症 重度知的障害 ・身長172センチ 体重105キロ ・高等部卒業後8年間で45キロ体重増加 ・高血圧(100-160) ・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰め作業など、単純な工程の仕事が可能 ・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習が可能だが製品としての完成は難しい ・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い ・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている ・ときどき笑顔を見せ、支援員に近づいてくることがあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨(うがい)が1時間以上たっても終わらないことが多々見られる ・2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大げがを負う(その後休日のドライブが行けていない)</p>	<p>生物的事象 (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症 ・生活習慣病の対策が必要 ・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい ・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり ・女性や子どもの甲高い声は嫌い ・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり</p> <p>心理的事象 (不安、葛藤、希望など)</p> <p>・一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む ・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる) ・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある ・刺激が少ない場所で、一人で行っていることを好むが、30分以上続くことと混乱することがある ・笑顔や人とのかわわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p> <p>社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている ・家庭以外での外出経験は15年以上経験していない ・2年を目前に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p> <p>③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす</p> <p>④ 定期的なショートステイの利用</p>	<p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー ・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす) ・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>・相談支援事業と行動援助利用の調整(早急のサービス開始に向けて) ・行動援助事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備 ・1日単位の個別のスケジュールを当面固定 ・スケジュールの伝達方法を調整 ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ・スケジュール変更時に家庭に連絡 ・家庭での影響を確認</p> <p>・月に2回(各1日)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早朝のスケジュール確認 ・最初の実施日</p>

## 支援計画シートの作成について

・支援計画シートは個別支援計画とは作成の目的や活用方法が異なるため、それぞれ作成が必要です。

・支援計画シートの作成は有資格者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者等)である必要があるため、**作成者を明記してください。**

・加算の算定要件をいつから満たしていたのかを明確にするため、**支援計画シートの作成日を明記してください。**

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」  
(平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長発出)

「支援計画シート(例)」を引用

(参考2)

支援手順書兼記録用紙(例)

利用者名	〇〇〇〇	サービス提供日	2013年10月24日(木)		作成者名	〇〇〇〇	
事業所名①	生活介護事業所〇〇〇〇	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	〇〇〇〇
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	状況	様子
9:30-10:00	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→ 静養室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00-10:45	班別活動	【スケジュール2:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45-11:00	お茶休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→ 静養室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00-11:45	班別活動	【スケジュール4:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分) →静養室		
11:45-12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール) →食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45-13:30	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール) →玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え) →静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30-14:35	自立課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩20分)		
14:35-15:00	帰りの準備	【スケジュール8:帰宅】 アラーム(14:35)→トイレ→静養室(スケジュール) →静養室(着替え)→玄関(靴の履き替え)→送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーは静養室に移動しました。着替えは静養室で行ってください。
- 〇〇さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

## 支援手順書兼記録用紙の作成について

※この用紙が作成されていない事例が多数あり、改善を求めています。

・「サービス手順」の内容は、支援計画シートの内容を反映し、支援計画シートを作成することができる有資格者(実践があらかじめ記入しておいてください)。

・「チェック・様子」の内容は、実際にサービスを提供した支援者が手順どおりに支援できたのかなどを記入し、サービスの提供の記録とは別に、**サービスの提供日ごと**に作成する必要があります。

・支援内容や利用者の反応等は具体的に記録に残し、定期的に再アセスメントする必要があります。

# 個別サポート加算①（児童発達支援・放課後等デイサービス）

## （児童発達支援）

加算の区分	対象者
個別サポート加算（Ⅰ）	（１）重症心身障害児 （２）１級、２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 （３）療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児 （４）１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児

## （放課後等デイサービス）

加算の区分	対象者
個別サポート加算（Ⅰ）	（１）就学児サポート調査表の行動関連１６項目において合計が１３点以上）で、 （２）以外の児童 （２）就学児サポート調査において著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち ３つ以上が全介助を必要とする）と判定された児童

※主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対しサービスの提供を行う場合として基本報酬を算定している場合は算定不可

# 個別サポート加算② (放課後等デイサービス)

## (放課後等デイサービス)

加算の区分	対象者
個別サポート加算(Ⅲ)	不登校の状態にある障害児 ※「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された児童

### 算定要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・学校と日常的な連携を図り、保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。
- ・計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。
- ・学校との情報共有を、月に1回以上行い、その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。
- ・家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。
- ・障がい児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。
- ・学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。
- ・市町村から、学校や家庭との連携状況、障がい児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況について回答すること。

# 延長支援加算（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- ▶ 基本報酬における上限となる5時間（放デイについては平日3時間）の発達支援を行うのに加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行うものとして、吹田市に届出た場合に算定可能。

## 算定要件等

- ・ 運営規程に定める営業時間が6時間以上（放デイの平日は除く）
- ・ 保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を**個別支援計画に位置付けて**支援を行うこと。  
※延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合も算定は可能。ただし、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間を記録すること。
- ・ 延長支援時間は**1時間以上で設定**し、利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合は、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。※延長支援時間には送迎時間は含まれない
- ・ 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上（うち1人以上は基準に定める人員で配置すること。（児童発達支援管理責任者でも可））

# 関係機関連携加算①

- ▶ 障がい児が日々通う①保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の日常的に通う施設、又は②障がい児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関等の関係機関との連携を図るため、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に算定可能。

加算の区分	算定要件
関係機関連携加算(Ⅰ) (1月に1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の同意を得た上で、障がい児が通う①<u>保育所等施設</u>との間で個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。(会議はオンライン等の方法でも可)</li><li>・個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、計画の作成、見直し行うこと。</li></ul>
関係機関連携加算(Ⅱ) (1月に1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の同意を得た上で、障がい児が通う①<u>保育所等施設</u>との間で、障がい児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。(会議はオンライン等の方法でも可)</li><li>・会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて個別支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。</li></ul>
関係機関連携加算(Ⅲ) (1月に1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者の同意を得た上で、②<u>児童相談所等関係機関</u>との間で、障がい児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加しし情報共有及び連絡調整を行うこと。(会議はオンライン等の方法でも可)</li><li>・会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて個別支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。</li></ul>

## 共通の算定要件(Ⅰ)～(Ⅲ)

- ・会議の開催等に留まらず、①保育所等施設又は②児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- ・会議又は連絡調整等の出席者、開催日時、内容の要旨等を記録すること。

# 関係機関連携加算②

加算の区分	算定要件
関係機関連携加算(Ⅳ) (1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。</li><li>・<b>就学時の加算</b>とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できる。</li><li>・<b>就職時の加算</b>とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるが、就職先が就労継続支援事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならない。</li><li>・障がい児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで、就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではない。</li><li>・連携先との連絡調整や相談援助の相手ややり取りの内容について記録をすること。</li></ul>

## 算定に当たっての留意点(Ⅰ)～(Ⅳ)

- ・共生型事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、加算(Ⅰ)は算定できない。
- ・加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)は、同一の月においていずれかのみ算定可能。
- ・保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、加算(Ⅲ)と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能。
- ・加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれの場合においても、障がい児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障がい児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはならない。

## < 参考 >

【障がい福祉サービス等事業者のホームページ】

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/index.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1022381)

【障がい児通所支援集団指導のホームページ】

<https://www.city.suita.osaka.jp/1018719/1022381/1039007.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1039007)